

「電波有効利用の促進に関する検討会 中間とりまとめ（案）」
の意見募集の提出

平成 24 年 7 月 31 日

組織名及び 代表者氏名	ソフトバンクモバイル株式会社 代表取締役社長兼 CEO 孫 正義 ソフトバンクテレコム株式会社 代表取締役社長兼 CEO 孫 正義 ソフトバンク BB 株式会社 代表取締役社長兼 CEO 孫 正義
住 所	東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
連絡先	担当者氏名 : ██████████ 電話 : ██████████ F A X : ██████████ e-mail : ██████████

当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

項目		意見
ページ 番号	章 項目	
32	第3章 電波利用料の活用の在り方 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題 (3) 電波利用料の位置づけ	<p>【原案】</p> <p>「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用という電波利用料の定義を超えて、無限定に用途を拡大すべきものではない。」等、電波利用料制度の趣旨を踏まえた検討を行うべきとする意見が出された。</p> <p>本検討会においては、上記の意見や電波利用の高度化、多様化が急速に進展していることを十分に考慮しつつ、まずは電波利用料が「電波利用共益費用」であるという考え方にに基づき、電波利用料の活用の在り方について検討すべきと考える。</p> <p>【意見】</p> <p>(要旨)</p> <p>電波利用料の用途及び総額の拡大はせず、項目の追加もするべきではない。また、平成29年以降の地上デジタル放送移行費用の項目は、削除しこの費用分も削減するべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>電波利用料の用途は、これまでも十分な議論をもって電波法に限定列挙し定義等を決めてきた経緯があるため、今後も解釈等による拡大はせず、これを尊重するべきであると考えます。また、用途項目の追加及びその総額の拡大はするべきではないと考えます。</p> <p>地上デジタル放送の移行費用は平成28年で終了する予定です。従って平成29年以降の電波利用料は、この用途項目を削除し地上デジタル放送の移行費用分（年間約300億円）を削減するべきであると考えます。</p>
31	第3章 電波利用料の活用の在り方 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題 (2) 電波利用料額等の制度の枠組み	<p>【原案】</p> <p>周波数オークションと電波利用料制度の関係については、平成23年12月にとりまとめられた「周波数オークションに関する懇談会 報告書」において「オークションの払込金は、(中略)電波利用料とは、その性格を異にするものである。そのため、オークションにより選定された無線局免許人も、他の無線局免許人と同様、電波利用共益費用を負担することが適当である。」とされている。</p> <p>以上を踏まえ、本検討会において、今後の料額設定に関する課題についても併せて整理していく必要がある。</p> <p>また、上述のように、電波利用料の用途については、電波法に限定列挙</p>

			<p>されているが、「その時々状況に柔軟に対応し、電波のより一層の有効利用を図るためには、電波利用料の用途を機動的に見直すことができる枠組みを検討すべき。」との指摘がなされている。一方、この点については、「電波利用料制度の運用の透明性確保の観点から、現行制度を維持すべき。」との意見もある。これらの意見も踏まえ、電波利用料制度の枠組みの在り方についても、今後の料額の設定に向けた課題の一つとして、今後、本検討会で議論を深めていく必要がある。</p> <p>【意見】（要旨） 「オークション帯域」の電波利用共益費用は無線局の管理に限定しその他の費用は含むべきではない。</p> <p>（意見） 「非オークション帯域」と「オークション帯域」の公平性を担保するため、電波利用共益費用は、電波の管理料とその他の費用（周波数の価値に相当する費用）を区分し、「オークション帯域」の電波利用共益費用は無線局の管理に限定しその他の費用は含むべきではないと考えます。 この無線局の管理に伴う費用（個別無線局の電波利用料）は、今後実現を目指すユビキタス社会の発展を図るためには最小限の料額に設定することが必須であると考えます。</p>
5	第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用 (1) 免許局の規律の簡素化	<p>【原案】 急増するトラヒックに対応するために、基地局の数を相当増大させ、密に設置することが求められる中、迅速かつ機動的なビジネス展開や手続の迅速化を図るため、小規模基地局に包括免許を導入したように、その他の携帯電話基地局等の無線局について、免許手続の更なる簡素化を検討する必要がある。</p> <p>【意見】（要旨） 広域専用電波を使用する無線局の種別は、移動局、基地局、陸上移動中継局等の区別をなくし、一つの種別に簡素化し、免許付与は包括免許を導入すべきである。 また、PHSの免許局についても包括免許とし、簡素化するべきである。</p> <p>（意見） 無線局種別は多数存在しますが、携帯電話等の広域専用電波を使用する無線局の種別は、移動局、基地局、陸上移動中継局等の区別をなくし、一つの種別に簡素化するべきであると考えます。</p>

			<p>また、この免許付与にあたっては、包括免許を導入すべきであると考えます。</p> <p>PHSの免許局も同様に、お客様の利便性等のサービス向上のため要望に基づき迅速にエリア整備をするためには、包括免許化をすることにより迅速な対応が可能となるためこの手続きを簡素化すべきであると考えます。</p>
27	第3章 電波利用料の活用の在り方	<p>2. 具体的な活用分野 (1) 防災、安心・安全等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進 ② 電波利用料の活用の方向性</p>	<p>【原案】</p> <p>防災、安心・安全分野における無線システムの重要性が再認識され、その整備、高度化が喫緊の課題となっている中、従来のアナログ方式による周波数利用にとどまっているなど、周波数が必ずしも効率的、効果的に利用されていない帯域が存在する状況については、電波有効利用を推進する観点からも早急に対処する必要がある。</p> <p>このため、電波のより一層の有効利用を図る観点から、電波利用料を活用することにより、防災、安心・安全等の自営系・公共系の無線システムの整備・デジタル化の加速化を図ることについて、検討を行う必要がある。</p> <p>その際、電波利用料の活用により支援を行う対象範囲については、1.(3)で述べたように、電波利用料制度の趣旨に基づき無線局全体の受益につながる施策であることを要件とすべきであり、その趣旨を踏まえるとともに、当該無線システムの効率的な整備の在り方を考慮しつつ、対象となる無線設備等の要件の設定についても併せて検討する必要がある。</p> <p>具体的には、例えば、アナログ方式の無線システムをデジタル化することで周波数の利用効率等を向上させ電波の有効利用を推進する場合や、周波数を移行・集約することにより、将来的に他の用途に新たに利用できる帯域の確保に資する場合、研究開発等により開発された電波のより一層の有効利用に資する技術の導入を加速化させる場合等を、電波利用料を活用する際の要件とすることについて、検討することが必要と考える。</p> <p>【意見その1】</p> <p>(要旨)</p> <p>国の無線局に関わる電波利用料は、第169回国会における電波利用料見直し決議に基づき、全額免除及び半額免除をなくすべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>国の無線局に対する電波利用料は、“専ら非常時における安心・安全の確</p>

		<p>保を直接の目的とする無線局”及び“専ら治安・秩序の維持を直接の目的とする無線局”は電波利用料が全額免除されています。また、地方公共団体の消防関係無線局は全額免除、防災関係無線局は半額免除となっています。</p> <p>平成 20 年の衆議院総務委員会等において、「今回の改正後も引き続き電波利用料が減免される国の無線局については、電波の有効利用が図られていることを検証すること。検証の結果、有効利用が十分に図られていない場合には、電波利用料の減免措置について見直すこと」とされており、また、周波数の逼迫が加速していることを考慮し、電波利用料が免除されている国及び地方公共団体において、デジタル化が進んでおらずアナログ方式により周波数の有効利用が進んでいない免許人は、電波利用料を全額徴収するべきであると考えます。</p> <p>【意見その 2】 (要旨)</p> <p>国及び地方公共団体のデジタル化への移行は、最長 5 年の期限を設け、実施するべきである。また、その費用は電波利用料から充当するべきではない。</p> <p>(意見)</p> <p>デジタル化が進んでおらずアナログによる周波数有効利用が進んでいない免許人に対しては、デジタル化を促進するため期限を区切ってアナログ方式の廃止を促進するべきであると考えます。免許期間は通常 5 年であり、この最長 5 年の猶予で免許更新を認めない等の処置を講ずるべきであると考えます。</p> <p>また、無線局の免許人は、周波数の有効利用に努めてアナログからデジタルへ切り替えて狭帯域化を進めること等により、利用帯域幅による電波利用料が削減される周波数有効利用のインセンティブが働きます。しかし、帯域の電波利用料が免除されている国及び地方公共団体の免許人に対しこのインセンティブが働かないことが、これまでデジタル化が進んでいなかった一因と考えます。</p> <p>デジタル化が進んでいない無線局への電波利用料充当は大幅な用途拡大となり、国及び地方公共団体がアナログで利用している帯域は、電波利用料の全額免除処置等を受けていた経緯も勘案すると、デジタルへの移行費用を電波利用料から充当する等の処置は講ずるべきではないと考えます。</p> <p>【意見その 3】 (要旨)</p>
--	--	--

			<p>VHF-High 帯等の移動無線システムは、電気通信事業者の参入を可能とするべきである。また、最新の技術システムをこの帯域で利用できるような技術基準の追加等の処置を柔軟にするべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>VHF-High 帯(170~202.5MHz の 32.5MHz 幅)の公共ブロードバンド移動無線システムは、周波数割当て計画では“公共業務用”及び“一般業務用”とされていますが、周波数有効利用の観点から“一般業務用”として行政機関・地方公共団体以外の電気通信事業者等が割当て可能となる免許方針を策定していただくことを要望いたします。</p> <p>同じ周波数において防災機関や地方公共団体等が別々に異なる技術方式を用いるよりも、電気通信事業者が全国単位の免許を取得して全国ネットワークを整備し安定的にシステムが稼動する役割を担い、地方公共団体等の防災機関等がこのネットワークを利用することによって、全国を同一のシステムでより効率的な周波数の利用を可能とするべきであると考えます。これにより、防災時に重要となる迅速な相互接続も可能になると考えます。電気通信事業者が免許を取得し、ネットワークを運用すれば、規模のメリットによるコスト削減、無線の専門家の人材確保、運用ノウハウの活用が可能となり、財政難や人材確保の関係でこの足を踏んでいた地方公共団体のシステム導入が促進されることが考えます。</p> <p>上記と同様に、260MHz 帯のデジタル防災行政無線システムも電気通信事業者等が割当て可能となる方策を導入していただくことを要望いたします。</p> <p>また、VHF-High 帯の公共ブロードバンド移動無線システムの技術基準は、新たな技術方式等が開発された場合は、技術の進歩に合わせ柔軟に追加で導入していただくことを要望いたします。例えば、TDD システムにおいては、数年前は WiMAX が世界的な主流でしたが、現状は TD-LTE に移行している状況であり、TD-LTE をこの帯域に導入できる技術条件を策定するべきであると考えます。</p>
20	<p>第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進</p>	<p>3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上</p> <p>(1) 電波行政の見える化の推進</p> <p>① 電波の利用状況の見える化の推進</p>	<p>【原案】</p> <p>「「見える化」については、電波の利用状況にとどまらず、利用者が電波行政全体を理解できるような大枠で検討すべき。」「電波利用料制度を詳細に分かりやすく周知・説明するべき。」との意見もあった。</p> <p>(中略)</p> <p>さらに、電波の利用状況の理解には電波行政全体に関する理解が必要である。電波利用料制度を含め電波行政全体に関しては、総務省のホームページ等で公開しているが、これを今後一層分かりやすいものとするためには、どのような方策があるか、検討していく必要があると考える。</p>

			<p>【意見】 (要旨) 電波の利用状況の理解に対する方策の検討にあたっては、パンフレット等を廃止し、電子表示等を前提として検討するべきである。</p> <p>(意見) 電波の利用状況の理解に対する方策の検討にあたっては、ペーパーレス化を前提として検討するべきであると考えます。特に、パンフレット等の紙資料は、電子掲示板・電子패드等の活用により廃止するべきであると考えます。</p>
31	第3章 電波利用料の活用の在り方	3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題 (2) 電波利用料額等の制度の枠組み	<p>【原案】 パブリックコメントやヒアリング等においては、料額の設定の考え方、原則無線局ごととしている徴収単位の見直し、無線局の特性に応じて適用される負担額の軽減措置（特性係数）の在り方、営利目的の電気通信事業者からの公衆無線LANシステムの利用料徴収の必要性などの料額の在り方についての意見や、「周波数オークションと電波利用料制度は異なるものであり、電波利用料の共益費用としての性格を維持すべき。」との意見が提出されている。</p> <p>一方、周波数オークションと電波利用料制度の関係については、平成23年12月にとりまとめられた「周波数オークションに関する懇談会 報告書」において「オークションの払込金は、(中略)電波利用料とは、その性格を異にするものである。そのため、オークションにより選定された無線局免許人も、他の無線局免許人と同様、電波利用共益費用を負担することが適当である。」とされている。</p> <p>以上を踏まえ、本検討会において、今後の料額設定に関する課題についても併せて整理していく必要がある。</p> <p>【意見】 (要旨) 基幹放送事業者の電波利用料は、携帯電話事業者との公平性を担保するため、すべての免許人に対して減免係数を廃止し、その算定方法も携帯電話事業者と同様にすべきである。</p> <p>(意見) 基幹放送事業者のうち、地上テレビジョン放送事業者はUHF帯の240MHz幅を利用していますが、この周波数を携帯電話事業で利用した場合年間</p>

			<p>約 230 億円の収入が国に入ることになり、現状は公共性を理由に減免係数等の処置があるため約 50 億円程度の電波利用料となっています。携帯電話事業も東日本大震災ではライフラインとして国民の理解を得ているため、放送事業者の電波利用料は携帯電話事業と同様の扱いとして放送事業者に対する減免処置等を廃止し、公平に支払う仕組みを導入すべきであると考えます。</p> <p>放送事業者は広帯域の周波数が割り当てられていますが、周波数有効利用のインセンティブを働かせるため、空中線電力単位ではなく携帯電話事業者同様に周波数幅に応じた MHz 単位の電波利用料を支払うべきであると考えます。</p>
31	<p>第 3 章 電波利用料の活用の在り方</p>	<p>3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題</p> <p>(2) 電波利用料額等の制度の枠組み</p>	<p>【原案】</p> <p>周波数オークションと電波利用料制度の関係については、平成 23 年 12 月にとりまとめられた「周波数オークションに関する懇談会 報告書」において「オークションの払込金は、(中略) 電波利用料とは、その性格を異にするものである。そのため、オークションにより選定された無線局免許人も、他の無線局免許人と同様、電波利用共益費用を負担することが適当である。」とされている。</p> <p>以上を踏まえ、本検討会において、今後の料額設定に関する課題についても併せて整理していく必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>(要旨)</p> <p>2. 5GHz 帯の BWA 帯域は、周波数オークションと切り離して一刻も早く既存の比較審査方式で割当てを実施すべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>第 4 世代移動通信システムを対象にした周波数オークション導入に関わる電波法改正は、国会で審議中ですが、2. 5GHz 帯の BWA 高度化に伴う周波数割当てはこれと切り離して実施すべきであると考えます。</p> <p>2. 5GHz 帯は BWA 高度化の技術基準が策定されており、既に割当てられている BWA 帯域ではトラフィックが高く周波数が逼迫しています。サービス開始までの準備期間を考慮しても、空いている 2. 5GHz 帯を遅くとも 2012 年度中に比較審査方式で割り当てるべきであると考えます。</p>

以上